

平成 18 年度主体間連携モデル推進事業募集要領

1. 事業の概要

省エネ住宅又は省エネ家電（ガス給湯器等含む。以下同。）について、メーカー、販売店、消費者など複数の主体が連携して対策効果を発揮できるような取組を行うモデル事業を実施し、具体的な成功例を創出することにより、他の地域への幅広い普及を図る。

2. 事業の要件

(1) 地域において行う、次のいずれかの事業が対象となります。

ア. 暮らしの省エネ（省エネ住宅）普及啓発事業

原則として自治体単位の協議会等を設置し、住宅展示場、住宅フェア等の場を活用して、省エネ住宅、省エネリフォーム、太陽光発電、高効率給湯器などの省エネ・省エネ住宅設備について住宅施主への普及啓発を行うモデル事業。

イ. 省エネ家電普及啓発事業

原則として自治体単位の協議会等を設置し、中小家電小売店を対象とした講習・研修の実施及び消費者への省エネ家電の情報提供などの省エネ型製品の普及を促すモデル事業。

(2) 事業の提案にあたっては、以下の点に留意してください。

ア. 事業期間は単年度。

イ. 2 カ年または3 カ年の計画を立てて初年度の事業を単年度事業として提案することは可能ですが、初年度においても実質的な普及啓発等を行い、事業効果を出すことが必要です。また、初年度の事業が採択されても、2 年度目以降その事業を継続して採択するか否かは、それまでの普及啓発の効果等に係る事業評価によって判断します。

ウ. 事業効果を上げるために、次の点を考慮し事業計画を立案してください。

連携先は普及啓発事業が円滑に進むよう、計画立案時に役割を決めてください。

地域与件・消費者ニーズ等現状の問題点を把握し、具体的な二酸化炭素削減効果の見込める事業としてください。

単にパンフレットを作成・配布したり、のぼりを店頭に掲示するだけでは効果が見込めないため、それらを活用して誰に何をどのように普及啓発し、その結果、どのような具体的な二酸化炭素削減につながるのかまで計画に盛り込んでください。

アンケートを実施する場合は、アンケート調査することのみで終わらないよう、調査結果を本事業に反映できるような計画にしてください。

他地域での取組モデルとなるような、各主体が連携し二酸化炭素削減に一体的に取り組む計画にしてください。

新聞・テレビ・ラジオ等に積極的に情報提供を行い、本事業の主旨・内容・成果が広く国民に伝わる工夫をしてください。

3. 委託業務費等

(1) 1件あたりの委託事業費の上限は14,000千円とします。

(2) 以下の点にご留意ください。

ア. 人件費を含め事業実施に直接必要な経費は基本的には認めますが、備品の整備は認められません。

イ. 他予算からの補助金等の二重取りとなるおそれのある場合には、事業が認められない場合があります。

ウ. 公益法人が主体となる場合には、委託費の50%以上を他の法人等第三者に再委託(業務委託契約、外注契約)することがないように留意してください。

エ. 案件が採択された場合も、査定された委託額となりますので留意してください。

オ. 事業に係る経費は、原則として精算払いになりますので留意してください。

4. 事業の実施期間

契約締結の日から平成19年2月下旬まで。

5. 応募資格

次のいずれかに該当する団体で、契約事務処理体制が整備されている団体であること。

(1) 都道府県地球温暖化防止活動推進センター

(2) 地域におけるくらしの省エネ普及啓発や省エネ家電の普及啓発に取り組んでいる市民団体等

6. 応募書類

以下の書類をご提出ください。様式の電子ファイルは、全国地球温暖化防止活動推進センターのホームページ(<http://www.jccca.org>)から入手できます。

(1) 平成18年度主体間連携事業提案書(様式1)

- (2) 委託事業経費の積算(様式 2)
- (3) 団体の概要 (様式 3 に定款、寄附行為または設立趣意書の写しを添付してください。)
- (4) 最新年度の総会資料・事業報告書等で財政事情が分かるもの

(注 1) 様式 1 の提案書類の記入にあたっては、次の点が明らかになるよう具体的に記入してください。

ア．誰を対象に何を実施するのか

・省エネ家電・省エネ住宅の普及啓発手段として、パンフレットの作成・配布、アンケートなどを実施する場合は、対象・目的を明確にしてください。

・省エネ家電・省エネ住宅の普及啓発手段として、媒体物を作成する場合は、使用目的・使用方法を明確にしてください。

イ．提案する事業はどのような特色があるのか

・他地域で実施する場合の条件やポイントも明確にしてください。

ウ．事業の実施にあたって地域でどのような連携体制を構築するのか

・連携先との役割分担がわかるようにしてください。

エ．事業の実施によりどのような効果が想定されるのか、また、それをどのように測定するのか。

(注 2) すべての書類が揃っていない場合は受理できません。また、「事業提案書(様式 1)」の内容が具体的でない場合や「委託事業経費の積算(様式 2)」の内容がずさんな事業提案は、事前書類審査の段階で本審査から除かれる場合があります。経費の積算等で疑問があれば、後記の問い合わせ先にお問い合わせください。

7 . 応募期限

平成 1 8 年 4 月 1 7 日(月)必着

8 . 応募書類提出先及び問い合わせ先

応募書類は、郵送又は持参により下記に提出してください。受付後に、当方より FAX 等にて受理通知を返信いたします。また、問い合わせも下記にお願いします。

全国地球温暖化防止活動推進センター 主体間連携担当

〒106-0041

東京都港区麻布台 1-11-9 プライム神谷町ビル 2F (財)日本環境協会内

TEL: 03-5114-1281 FAX: 03-5114-1283 E-mail:renkei@jccca.org

担当: 吉田、大島

9. 事業の流れ（予定）

平成 18 年 4 月 17 日	応募の締切
4 月中旬～5 月中旬	審査等委員会における審査及び事業の選定
5 月下旬	事業採択の内定通知、環境省との委託業務契約締結
6 月上旬	事業の開始
11・12 月	中間モニタリングの実施
平成 19 年 2 月中下旬	審査等委員会による事業結果のヒアリング・評価
2 月下旬	事業終了、精算報告書及び事業成果報告書の提出

10. その他

- (1) 本事業は環境省との委託業務契約となりますが、契約・精算に関する事務手続は、全国地球温暖化防止活動推進センターが連絡・指導等を行います。
- (2) 事業の進捗状況については、定期的に全国地球温暖化防止活動推進センターに報告いただきます。また、事業内容に変更がある場合は、その都度、全国地球温暖化防止活動推進センターに相談いただきます。

以 上